

平成24年第1回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

平成24年3月16日（金曜）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 請願第 1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書
- 日程第 3 議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 4 議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 5 議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について
- 日程第11 議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第16 議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 発議第 1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第19 発議第 2号 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第20 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第21 発議第 3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書
- 日程第22 発議第 4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める要望書
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 請願第 1 号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書
- 日程第 3 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度片品村一般会計補正予算 (第 6 号) について
- 日程第 4 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 5 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 6 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度片品村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
(日程第 3 から日程第 9 まで一括上程)
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
(日程第 1 0 から日程第 1 6 まで一括上程)
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 発議第 1 号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 発議第 2 号 議会広報編集特別委員会設置について
- 日程第 2 0 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 発議第 3 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書
- 日程第 2 2 発議第 4 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める要望書

- 日程第 2 3 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 2 4 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第2日
平成24年3月16日			
出席議員14名		欠席議員名	欠員名
第1番	星野栄二		(出席)
第2番	梅澤志洋		(出席)
第3番	星野精一		(出席)
第4番	高橋正治		(出席)
第5番	千明道太		(出席)
第6番	星野逸雄		(出席)
第7番	今井功		(出席)
第8番	戸丸廣安		(出席)
第9番	星野千里		(出席)
第10番	飯塚美明		(出席)
第11番	笠原耕作		(出席)
第12番	星野育雄		(出席)
第13番	星長命		(出席)
第14番	入澤登喜夫		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	千	明	金	造				
副	村	長	萩	原	重	夫			
教	育	長	星	野	準	一			
総	務	課	長	桑	原	護			
住	民	課	長	星	野	純	一		
保	健	福	祉	課	長	吉	野	耕	治
農	林	建	設	課	長	萩	原	正	信
むらづくり	観	光	課	長	木	下	浩	美	
教	育	次	長	佐	藤	八	郎		
会	計	管	理	者	星	野	朋	美	

事務局職員出席者

事	務	局	長	桑	原	健	一	郎
主	査	星	野	照	子			

議長（高橋正治君） 本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 星野千里君及び10番 飯塚美明君を指名します。

日程第2 請願第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書

議長（高橋正治君） 日程第2、請願第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書についてを議題とします。

請願第1号について、委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 星野千里君。

（観光産業常任委員長 星野千里君登壇）

観光産業常任委員長（星野千里君） はい、9番。

委員長報告をさせていただきます。

委員会の審査結果を報告いたします。

観光産業常任委員会に付託されました請願第1号について、3月14日に当委員会を開催し、慎重に審議を行った結果、次のような意見でした。

長引く不況の下で、中小業者の営業は依然厳しい状況が続き、地域経済の低迷が深刻化しており、地域と中小業者を活性化するための施策が求められています。

住宅リフォーム助成制度は、地域経済を循環させ活性化させる有効な手段であることから、緊急経済対策として大きな効果が期待できます。

また、リフォームしたいが費用が負担となり実施できないという村民には、良い制度であり、是非この制度を創設していただきたいという意見でした。

以上のような審議経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、請願第1号については、採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（高橋正治君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、請願第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は、採択です。

この請願は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3 議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）について

日程第4 議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第5 議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第6 議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第7 議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて

日程第8 議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）
について

日程第9 議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

議長（高橋正治君） 日程第3、議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第9、議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。
まず、一般会計について、質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。
次に、6特別会計について、一括して質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議長(高橋正治君) これから、議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。
討論は、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第6号)についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決されました。

議長(高橋正治君) これから、議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。
討論は、ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議長(高橋正治君) これから、議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(高橋正治君) これから、議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について

日程第11 議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第12 議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第14 議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第15 議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第16 議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（高橋正治君） 日程第10、議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算についてから、日程第16、議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についての、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

2番（梅澤志洋君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 2番 梅澤志洋君。

2番（梅澤志洋君） はい、2番。

むらづくり観光課予算のうち、若者雇用創出事業費4,652万1,000円ですが、この事業計画表の作成はしてありますでしょうか。

また、ありましたら配付をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ただいまのご質問のお答えしたいと思います。

資料につきましては、前回の協議会の時に資料が配付できませんでしたので、先ほど考え方を説明した資料をもって代えさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

5番（千明道太君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 5番 千明道太君。

5番（千明道太君） はい、5番。

予算書43ページ説明欄の13節の事業委託料の確認ですが、1,465万6,000円が計上されています。

また、14節使用料及び賃借料で120万円、同じく19節負担金574万4,000円が計上されていますが、これも併せて説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

13節1,465万円の内訳でございますけれども、これにつきましては、仮称ですけれども先ほど説明をいたしました「若者・女性・高齢者の起業店の立地、須藤商店活用版」に伴う整備事業の設計管理委託料が30万円でございます。

併せて、片品の体験受け入れ関係の業務委託費が、片品村振興公社への委託料として1,435万5,120円を計上しております。それが今の内訳でございます。

続きまして、14節の120万円ですけれども、これは先ほどもその他の関連事業のと

ころで説明をさせていただきましたけれども、村内の資源の洗い出しと散策マップの作成に着手をしたいと考えております。その委託料でございます。

例えば、村内には名水の湧き出ている場所、あとは祠といった物が多数ありますけれども、再度どういうものが資源かということで、住民の皆さんと一緒にですね、そういうものを洗い出してマップに落とし、そういうものを新たな観光資源としていきたいということに着手をしたいということでの委託料でございます。

続きまして、19節の負担金でございますけれども、これにつきましては今、振興公社のほうから職員が1名派遣できております。それに伴う人件費でございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（千明道太君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 5番 千明道太君。

5番（千明道太君） はい、5番。

今のは13節の事業委託料のその他事業220万円の説明だったと思ひますけれども、私が質問をしたのは、14節の使用料及び賃借料のほうなんですけれども。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ちょっと確認しますので、お待ちいただけますか。すみません。

先ほど説明をいたしました須藤商店の借上料として、店舗借上料として10万円掛ける12か月ということでございます。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番（星野逸雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 6番 星野逸雄君。

6番（星野逸雄君） はい、6番。

村は、振興公社と花の駅の指定管理者契約を締結していると聞いていますが、花の駅の現体制をお聞きかせ願ひます。

議長（高橋正治君） 村長ですか。むらづくり観光課長でよろしいですか。

6番（星野逸雄君） 観光課長でいいです。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

片品村と花の駅公共施設につきましては、片品村が振興公社のほうへ指定管理者として契約協定を結んでやっております。

組織につきましては、片品村振興公社は村が85%を出資している法人でございます。そのほかにJAが7.5%、あとは当時花の駅を造る時に花咲地区の人たちが作った花の駅出資組合の代表の方が7.5%を出資した法人でございます。

代表取締役には、副村長が就任をされております。そのほかに取締役として議会議長にも就任をしていただいております。そのほかにも農協関係、出資組合関係の方が取締役として就任をしております。

以上でございます。

6番（星野逸雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 6番 星野逸雄君。

6番（星野逸雄君） はい、6番。

分かりました。ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 11番 笠原耕作君。

11番（笠原耕作君） はい、11番。

先ほど説明の19節の負担金でございますが、これは振興公社よりほっこりの湯のほうへ出向されているということでの人件費の負担金という解釈でよろしいですか。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

振興公社から村へ来ている職員の負担金ということでございます。

行っている業務については、若者雇用創出室ということで仕事を主に担当していただいております。

内容としては、6次産業であるとかブランド品であるとか、そういったものを担当をしていただいております。

11番（笠原耕作君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 11番 笠原耕作君。

11番（笠原耕作君） はい、11番。

それは振興公社から出向を受けているということでございますので、出向元でそういった形で支出を出すということで、それはいいと思いますが、村は公社への組織とはいえ、まだ特に発表されていないと思いますが、実はむらづくり観光課長がその組織に、その三部門の統括部長というような形で兼務をされるというふうにお聞きしているんですが、その辺の例えば、村は出向元へそういった形で経費負担をする。ではそのむらづくり観光課長自体が兼務とはいえ、そういったところの組織の統括部長で行くというその辺の整合性はもたれているのでしょうか。

社長で結構ですので、お答えください。

議長（高橋正治君） 副村長ですか。

11番（笠原耕作君） はい。

議長（高橋正治君） 副村長 萩原重夫君。

副村長（萩原重夫君） はい。

ただいまの統括部長の関係でありますけれども、これは今回JAの取組をする中で、対外的な問題もありますし、特に第3セクターという観点からして、村が絡んでおりますので、そういう中で特に役場の職員が入ってやることについて、対外的には相手の信用を大きく引き出す、信用を得るという問題が出てきております。そういう観点からして兼務をさせていただいております。

ただし、費用については、村の中で負担をしておりますし、公社としての費用負担は出しておりません。

以上です。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 12番 星野育雄君。

12番（星野育雄君） はい、12番。

村の基幹産業である観光産業は、不況のおりを受け観光客が激減し、大変な低迷期であります。明るい活路を切り開くために、むらづくり観光課長の業務量も増大していることと思います。

その課長が、他の組織の部長職を兼務するのは、村全体にとってマイナスだと思いますが、いかがでしょうか。

村長でも結構です。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい 村長。

育雄議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、育雄議員は課長が兼ねることがマイナスだとそのような心配をしているようですが、私は逆にプラスになると考えております。

先ほど、副村長であり振興公社の社長が説明したように、対外的にこれから大きくこの事業を進めて行くには、やはりそのほうが大きくプラスになると考えております。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番（入澤登喜夫君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 14番 入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

村長にお伺いします。

新年度予算の編成に当たって、村としましては編成の目標として五つの重点項目がありますが、各課・各局・現場等と連携し、24年度の予算を執行していくわけですが、それについて重点項目をどのように捉えながら24年度に向かっていくかをお聞かせ願えればと思います。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

これを読み上げるということになるのか。

14番（入澤登喜夫君） 細かくなくても重点的な項目だけでも結構です。

村長（千明金造君） 重点項目は、「自主自立の村づくり」そこに進めていくわけですが、全ても、全てここに重点項目が載っていますけれど、これを一つ一つ読み上げるということですか。

14番（入澤登喜夫君） 集約してもらって結構です。

村長（千明金造君） 逆にこの部分とは聞いていただければ。

14番（入澤登喜夫君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 14番 入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

それでは、重点項目五つあるわけですが、その点を踏まえながら予算を編成しているかと思えます。

特に、1は村民行政、2保健福祉、3教育文化、4環境衛生、5産業とこのように分かれています。具体的に言いますと地域からの要望等も出ているかと思えます。

村長が、24年度については、こんな執行を考えていきたいという重点的なものがあれば、一つでも二つでも結構ですので、お聞かせ願えればと思えます。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい。

今回の予算編成に当たりましては、極力、区の今まで要望事項の中でできなかったものも、それも実施していこうと取り入れてもいます。

また、福祉の面といいますか予防医療の面でも新しく取り組んだのは、不妊治療の関係についても村のほうでこの制度を作って対応していきたいとそのようなことにも取り組んであります。

14番（入澤登喜夫君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 14番 入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

ありがとうございました。

今村長が言われたように、重点目標というのは幾つもあるわけではありますが、24年度に向かって新たな取り組みもしているということですので、是非ですね、各課・各局・現場サイドと連携を密にさせていただいて、執行者としてできればリーダーシップをとっていただければと思います。

次に、観光課長にお伺いします。

先ほど来、質疑が出ていますが、振興公社の中に観光部、片品村には観光協会が現在ありますが、この辺の連携と今後の両方のあるべき姿といいますか、役割分担みたいなものが分かればお願いします。

議長（高橋正治君） むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

村は、やはり基本的に、例えば観光施策・観光振興を図るための企画立案を行っていくというのが基本であると思っています。

観光協会については、例えば観光案内であるとか、情報であるとか、又はその主な組織である民宿旅館組合連合会などと更に連携をし、協力をし、送客そして集客ということを行っていくといったところが基本ではないかと思っています。

振興公社については、村が85%を出している会社、法人でございますので、村の委託等を受けて村の事業を行っていくという位置づけではないかと考えております。

ですから補助金と委託金、そういう内容で仕分けがされているのではないかというふうには、基本はそうであるというふうに思って仕事をしております。

以上です。

14番（入澤登喜夫君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 14番 入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

大変よく分かりました。

その点で、最後に一つだけお願いをしておきたいと思います。

この2012シーズンのこの冬の産業でありますスキー場の入り込み等については、皆

さんご存じのように、ある程度のマイナスが出ているわけであります。

是非、グリーンシーズンを迎える、また来シーズンの2013シーズンを迎えるにあたって、観光というものはただいま課長が説明してくれたような連携をしっかりとっていただいて、多くの誘客に努めていただきたいと思います。

最後をお願いをしましたが、以上で私の質疑は終わります。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします

午前10時29分

午前10時30分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（高橋正治君） 次に、6特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（高橋正治君） これから、議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） これから、議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(高橋正治君) これから、議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(高橋正治君) 日程第17、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、体育指導委員について規定したスポーツ振興法が全改正され、スポーツ基本法が成立したことに伴い、体育指導委員をスポーツ推進委員に改める一部改正をお願いするものです。

なお、附則につきましては、施行日を定めたもので、公布の日を施行日といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

議長（高橋正治君） 日程第18、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 飯塚美明君。

（10番 飯塚美明君登壇）

10番（飯塚美明君） はい、10番。

発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

最初に、本条例の制定に至る経緯について、説明申し上げます。

本議会の議員報酬につきましては、昨年4月の就任のおり1年間の期限を定め、特例条例として制定しておりました。

この期限が、平成24年4月30日をもって失効となるため、過日行われました議員会において協議した結果、更に1年間の期限を定めて特例条例として、制定することになり、この度の提案をするものでございます。

それでは、議会の議員の議員報酬の特例に関する条例制定の内容について、ご説明申し上げます。

第1条ですが、議会の議員の議員報酬の特例で、議会の議員の議員報酬月額、昭和31年9月1日条例第6号の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定にかかわらず、平成24年5月1日から平成25年4月30日までの間におきましては、別表に示す額とするというものでございます。

附則は、平成24年5月1日これからこれを施行するものでございます。

別表は、それぞれ適用となる報酬月額で、議長22万3,000円、副議長18万円、常任委員長17万1,000円、議会運営委員長17万1,000円、議員16万2,000円でございます。

以上のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定によりまして提出をいたします。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第2号 議会広報編集特別委員会設置について

議長（高橋正治君） 日程第19、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。
10番 飯塚美明君。
(10番 飯塚美明君登壇)

10番（飯塚美明君） はい、10番。
発議第2号 議会広報編集特別委員会設置について、趣旨説明を申し上げます。
地方分権により議会の果たす役割は、ますます重要となっております。議会活動の状況など住民に周知し、村民の議会に対する理解と協力を深めることは、非常に重要なことでもあります。
このため、これまでの議会だより編集委員会をより責任のある組織とし、議会活動を広く分かりやすく村民に知っていただけるよう議会広報編集特別委員会を設置しようとするものであります。
それでは、議会広報編集特別委員会設置について、ご説明を申し上げます。
名称は、議会広報編集特別委員会とする。

設置根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第5条による。

目的については、本村の議会活動に関して必要な事項を周知し、村民の議会及び村政に対する理解と協力を深めるため、片品村議会の広報紙を発行する。

委員の定数は、7人とする。

調査期間は、議員任期満了日まで、議会の閉会中も継続して調査を行う。

以上のとおり、会議規則第14条の規定によりまして提出をいたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 議会広報編集特別委員会設置については、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分

午前10時47分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第20 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（高橋正治君） 日程第20、議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集特別委員会委員の選任については、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分

午前10時50分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（高橋正治君） 休憩中の特別委員会において正副委員長の互選がされ、その結果が報告されておりますので、発表します。

委員長 戸丸廣安君、副委員長 飯塚美明君です。

日程第21 発議第3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書

議長（高橋正治君） 日程第21、発議第3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 飯塚美明君。

（10番 飯塚美明君登壇）

10番（飯塚美明君） はい、10番。

発議第3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

現在、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子ども、重度心身障害者、

母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する医療費助成制度が、全国の地方自治体で実施されております。

特に群馬県においては、平成21年10月以降、県と市町村とが連携して中学卒業までの子どもの医療費無料化を全国に先駆けて実現しており、少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしております。

しかしながら、国はこのような単独の医療費助成制度の現物給付が「安易な受診の助長につながる」との理由から、現物給付を導入しております自治体に対し、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金減額措置を講じている現状であり、このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。

よって、国においては、地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう強く要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出します。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、発議第3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

**日程第 2 2 発議第 4 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止
を求める要望書**

議長（高橋正治君） 日程第 2 2、発議第 4 号医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める要望書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10 番 飯塚美明君。

（10 番 飯塚美明君登壇）

10 番（飯塚美明君） はい、10 番。

発議第 4 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める要望書について、趣旨説明をいたします。

現在、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、子ども、重度心身障害者、母子世帯等の医療費の自己負担分を補助する医療費助成制度が、全国の地方自治体で実施されております。

特に群馬県においては、平成 21 年 10 月以降、県と市町村とが連携して中学卒業までの子どもの医療費無料化を全国に先駆けて実現しており、少子化対策や子育て環境の充実に大きな役割を果たしております。

しかしながら、国はこのような単独の医療費助成制度の現物給付が「安易な受診の助長につながる」との理由から、現物給付を導入している自治体に対し、ペナルティーとして国民健康保険の国庫負担金減額措置を講じている現状であり、このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものです。

よって、国におきましては、地方単独の医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金減額措置を直ちに廃止するよう強く要望いたします。

以上のことにつきまして、群馬県選出の衆議院議員及び参議院議員に要望書を提出いたします。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める要望書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金削減措置の廃止を求める要望書は、原案のとおり可決されました。

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

議長(高橋正治君) 日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24 字句等の整理委任について

議長(高橋正治君) 日程第24、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長（高橋正治君） 第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る8日開会以来9日間にわたり、条例の制定及び一部改正、平成24年度一般会計及び特別会計予算並びに平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算など、多くの重要案件を審議され、すべての案件を議了して、ここに閉会の運びになりました。

また、懸案でありました一般質問の方式を今回より一括質問から一問一答へと変えて実施することができました。

これも議員各位のご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

また、執行部当局におかれましては、議案審議にあたり、十分な対応とご協力をいただきまして心から感謝申し上げます。

相変わらず厳しい財政状況の中、予算執行に当たっては有効的に執行し、最大の効果を上げまして村民の期待に応えられますようお願いいたします。

昨年、3月11日の未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から、1年を経過いたしました。あらためて亡くなりました多くの方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、原発事故の一刻も早い収束と復興をご祈念申し上げます。

終わりに、皆様には健康に留意されて、ますますご活躍されますようご祈念いたしまして閉会のあいさつといたします。

議長（高橋正治君） この際、村長からあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、3月8日から本日までの9日間、条例の一部改正、平成24年度一般会計及び6特別会計の当初予算並びに平成23年度一般会計及び各特別会計補正予算、指定管理者の指定、人事案件など数多くの議案を審議していただき、適切なる結論をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

会期中、それぞれご意見、ご指導いただきましたことにつきましては、今後の執行にあたり充分心して努めて行きたいと考えております。

村内外を取り巻く経済状況は、相変わらず厳しいものがあり、これからの村政運営は、今までも増してしっかりしたものが求められますので、村民の皆様のご理解、ご協力

のもと、これに努めてまいり所存であります。

本年度も残すところあとわずかとなりましたが、災害のない平穏な年でありますようお願いいたしますとともに、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますご活躍くださるようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で会議を閉じます。

平成24年第1回片品村議会定例会を閉会します。

午前11時01分 閉会